

令和5年

第4回市議会定例会 意見書案第7号

食料自給率向上に向けた確実な取り組みの推進を求める意見書  
上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出  
します。

令和5年12月8日提出

函館市議会議長 吉田 崇仁 様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

## 食料自給率向上に向けた確実な取り組みの推進を 求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低となっています。穀物自給率28%は世界185か国の中で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人びとが増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって政府並びに国会は、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率向上に向けた確実な取り組みの推進を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月 日

函館市議会議長 吉田 崇 仁